

5-15 特別条項付き三六協定

36協定における特別条項の例

資料出所:厚生労働省リーフレットから

- 一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。
- ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。
- なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は35%とする。

通常は、限度基準告示（平成10年労働省告示第154号）の限度時間内に収まるが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行う必要がある場合に認められているのが「特別条項付きの三六協定」であるが、平成15年の告示改正で「特別の事情」は「臨時的なものに限る」とされた。

具体的には、特別条項付き三六協定には、1日を超え3ヵ月以内の一定期間の「特別延長時間」及び適用限度「回数」（特別延長の期間が1ヶ月単位の場合、延長限度回数は6回以内）を協定しなければならないほか、具体的な「特別の事情」（抽象的記載は不可）、事業場内手続について協定する必要がある。（平15.10.22 基発第1022003号）

限度基準告示は平成21.5.29改定され、特別条項付き三六協定を締結する際には、併せて限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定めることが必要とされた。

サンプルの「なお書き」は、1～3か月又は1年の期間に対応した割増率を規定しており可である。

（法律上、割増率をサンプルのように25%以上とする義務はない。「25%とする」としても差し支えない。）